

静岡県告示第746号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成29年10月20日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

水川中村 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
榛原郡	川根本町	水川	長瀬	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域
			〃	582-1 1号
			〃	582-1 2号
			〃	582-1 3号
			〃	583 4号
			〃	589 5号
			〃	518 6号
			〃	606 7号
			〃	601-1 8号
〃	601-3 9号			